

2018年度①

公 法

(全 6 ページ)

問 題

	ページ
憲 法 ……	1
行 政 法 ……	5

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入ください。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りください。

憲 法①

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

I O県O市に居住するXは、国内でも有数の温泉地を有する同県B市に土地を所有していた。同土地が温泉を湧出するのではないかとの期待を持ち、同土地を掘削した(温泉法3条に基づく掘削許可は得ている)ところ、温泉が湧出することとなった。

Xはこの温泉を利用して公衆浴場を経営することを思い立ち、公衆浴場法2条に基づく許可をO県知事に申請したが、不許可処分を受けた。

公衆浴場法2条は、1項で「業として公衆浴場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」と定め、2項で都道府県知事が配置の適正を欠くと認めるときに許可を与えないことができるとした上で、3項で許可要件となる適正配置について都道府県条例で定めるとしている。それを承けて、O県公衆浴場法施行条例(以下、「条例」という)では3条で「一般公衆浴場を新たに設置しようとする場合は、既設の一般公衆浴場との直線距離が三百メートル以上なければならない」との距離制限を設けていた。

公衆浴場法に基づく規制は、その立法当時には、公衆浴場が多数の国民の日常生活に欠くことのできない施設であることに鑑み、それが偏在すると多数の国民にとって不便な状況になる恐れがあること、そしてそれが乱立すれば公衆浴場の経営に無用の競争を生じて経営が不合理になり、衛生設備の低下などの影響が生じることなどの、国民保健及び環境衛生上の観点から、公衆浴場の偏在や乱立を防止するものとされてきた。しかし、現在では、自家風呂の普及に伴い、公衆浴場業の経営が困難になっていることから、その経営の安定を図り、自家風呂を持たない人にとって必要不可欠な厚生施設である公衆浴場自体を確保するためだという見方も有力になされている。

これに対し、Xの經營しようとする一般公衆浴場は、B市内で營業中の別の一般公衆浴場であるT温泉から220メートルの位置にあり、さらに条例3条1号2号に該当する事情はなかった。このため、不許可となったのである。

Xは、同不許可処分を不服として、裁判で争っているが、その中で、公衆浴場法2条2項の距離制限規定が憲法22条1項に違反すると主張している。

【設問】

- (1) 憲法 22 条 1 項に関連する規制の合憲性の判断にかかわって、いわゆる規制目的二分論、およびそれに対する批判について説明しなさい。
- (2) (1) で検討した規制目的二分論とその批判、および上記文章中の諸事情を踏まえ、公衆浴場法 2 条 2 項の距離制限規定について、合憲性を検討しなさい。

【法令資料】

公衆浴場法

第 1 条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。(2 項略)

第 2 条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（カッコ略）が条例で、これを定める。

〇県公衆浴場法施行条例

第 1 条 この条例は、公衆浴場法（カッコ略）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般公衆浴場 公衆浴場のうち、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。

第 3 条 一般公衆浴場を新たに設置しようとする場合は、既設の一般公衆浴場との直線距離が三百メートル以上なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 公共事業のために一般公衆浴場が移転しなければならない場合において、知事が支障がないと認める場所で当該公衆浴場の営業者が引き続き一般公衆浴場を経

営するとき。

二 地理的な状況、人口の密度又は湯質等によつて、知事が公衆衛生上必要と認めたとき。

II 内閣は、内閣不信任案が可決された場合以外にも衆議院を解散してきている。こうした内閣の衆議院解散権限が憲法上認められると解される理由を述べなさい。また、内閣の衆議院解散権の行使に限界はないかについて論じなさい。その際、内閣が、憲法改正を争点とした衆参同日選挙を実現しようとして、参議院議員通常選挙と同日に衆議院議員総選挙が行われるように衆議院を解散することが許されるか否かについて触れなさい。

行政法①

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(50点)

〔事実〕

Aは、B県内の工場において水質汚濁防止法（以下「水濁法」という）2条2項の特定施設を設置することを計画し、B県知事に対して水濁法5条1項の届出を行った。1か月後B県知事は、Aに対し、水濁法8条1項に基づいて、污水等の処理の方法に関する計画の変更を命じた（以下「本件計画変更命令」という）。Aが受け取った本件計画変更命令の通知書には、「貴殿の届出につき、本県担当課による計測の結果、化学的酸素要求量に関して、水濁法3条1項の排水基準（160 mg/l）に適合しないことが確認された。排水基準の遵守を確保するため、水濁法8条1項に基づいて処分する」という記載があった。

水濁法には、行政手続法の適用除外に関する規定はなく、水濁法8条1項に基づく命令は、行政手続法にいう処分に該当する。B県では、水濁法8条1項に基づく処分に関しては、行政内部基準は定められていない。水濁法3条1項の排水基準では、化学的酸素要求量の許容限度に関して「160 mg/l（日間平均 120 mg/l）」と定められている。Aは、本件計画変更命令を受けるに当たり、事前に意見を述べる機会を与えられていない。

〔資料〕

○ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（定義）

第2条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域（中略）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 （略）

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（中略）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3～5 （略）

6 この法律において「排出水」とは、特定施設（中略）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7～9 （略）

（排水基準）

第3条 排水基準は、排出水の汚染状態（中略）について、環境省令で定める。

2～5 （略）

（特定施設等の設置の届出）

第5条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（中略）を都道府県知事に届け出なければならない。

一～九 （略）

2～3 （略）

（計画変更命令等）

第8条 都道府県知事は、第5条第1項若しくは第2項の規定による届出又は前条の規定による届出（中略）があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第3条第1項の排水基準（中略）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき（中略）は、その届出を受理した日から60日以内（以下「届出期間」という。）に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（中略）を命ずることができる。

2 （略）

〔設問〕

本件計画変更命令に手続的違法があるかどうかを検討しなさい。